

理事長コラム 第5回

「高次脳機能障がい者の就労と合理的配慮」

NPO 法人福岡・翼の会理事長 弁護士 小野裕樹

平和台法律事務所 092-761-4403

ono@heiwadai-law.jp

<http://www.f-jiko.net>

1 高次脳機能障がい者の就労の難しさ

明るく気配りができる有能な同僚が、復職したら別人のように気難しく、怒りっぽくなり、簡単な仕事でもミスを繰り返すようになれば、周囲はとまどいます。見た目は元気になったように見える場合はなおさらです。以前に比べれば社会の認知も広がったとはいえ、まだまだ高次脳機能障がいなんて聞いたこともないか、聞いたことはあるがどんな障がいかわか、周囲はどう接すればいいのかわからないという人がほとんどでしょう。

このような周囲や社会の無理解こそ、高次脳機能障がい者の就労や社会参加を妨げている大きな要因です。障がいは、日常生活や社会生活を制約するものですが、その制約の原因は、個人の心身の機能だけでなく、周囲の環境や社会にもあり、社会の側の「壁」を取り除くのは社会の責務だと考えられるようになっていきます（「社会モデル」）。高次脳機能障がい者の就労においても社会の側の「壁」を取り除かれなければなりません。制定が望まれる「高次脳機能障がい者基本法」もそれを目指すものです。

2 障がい者雇用における「合理的配慮」とは

日本が障害者権利条約の批准（国内法としての効力を生じさせる手続）に先立ち、障害者雇用促進法が改正され、社会の側の「壁」の解消のために、障がい者に対する差別の禁止が規定されるとともに、事業主に「合理的配慮」を提供する義務が課せられました。

この「合理的配慮」には、募集・採用場面での配慮と職場での就労場面での配慮が含まれます。職場での配慮について、法は次のように規定しています。

事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。（障害者雇用促進法36条の3）

厚生労働省の「合理的配慮指針」には、高次脳機能障がいに関する合理的配慮の事例があげられています。その一部を紹介します。

（募集・採用）

面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。

◆ 高次脳機能障害には、失語症や注意障害、記憶障害、遂行機能障害等の様々な症状があります。これ

らは、それぞれその障害特性や必要な配慮が異なっています。したがって、高次脳機能障害の方と面接官の意思疎通を助け、また、高次脳機能障害の方の障害特性等を面接官に知ってもらうために、面接時に就労支援機関の職員等の同席を認めている事例があります。

(採用後)

業務指導や相談に関し、担当者を定めること。

- ◆ 障害者が円滑に職務を遂行するために、業務指導や相談に関し上司などを担当者として選任している事例があります。担当者を定めることにより、障害者が働く上で支障となっている事情を互いに認識し、その支障となっている事情の解決のためにはどのような配慮が適切かといった相談に対応することができます。

(採用後)

仕事内容をメモにする、一つずつ業務指示を行う、写真や図を多用して作業手順を示す等の対応を行うこと。

- ◆ 高次脳機能障害の方の中には、新しいことを覚えることや、同時に複数の作業をこなすことに困難を抱えている方もいます。このような方に対しては、業務指示をメモにして毎回作業前に確認したり、写真や図を多用して作業手順を示す等の配慮の事例があります。

(採用後)

出退勤時刻・休憩・休暇に関し、通院・体調に配慮すること。

- ◆ 個々の障害者の障害特性によっては、通常の間に出勤することが困難であったり、体調に波がある

ことや通院・服薬を要することがありますが、その場合は個々の障害者の状況に合わせて適切な配慮を行うことが必要です。例えば、体調に合わせ、勤務時間・休憩時間等を柔軟に調整している事例があります。

(採用後)

本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。

- ◆ 高次脳機能障害の方には、記憶と学習に困難を抱えていたり、意識を集中しにくく疲れやすい、意図した動作を行うことが難しい等の症状がある方もいます。したがって、本人の負担に配慮した業務内容とする、本人の様子を見ながら業務量を調整する等の配慮の事例があります。

なお、高次脳機能障がいによって十分な仕事ができないとして解雇されることもあります。このような配慮によって雇用が維持できると判断されれば、解雇が無効になることがあります。

次回は、「高次脳機能障がい者と消費者被害」についてお話しします。

今月の無駄な一枚

北アルプスの女王・燕岳です。白い花崗岩と緑のハイマツのコントラストがみごと。

